

伝染性紅斑について ～警報を発令しています～

新潟県福祉保健部健康対策課

1 流行状況

- 平成 31 年第 5 週の感染症発生動向調査（サーベイランス）において、伝染性紅斑の定点当たり報告数は全県で **1.95** となり、先週の **2.46** と比較して減少しました。
- しかし、国の示す警報終息基準（定点当たり 1）を超えていることから、警報を継続します。例年より高い水準で推移しており、引き続き十分な注意が必要です。

2 伝染性紅斑とは

- 伝染性紅斑は、頬に出現する紅斑を特徴とする、小児を中心に流行する疾患です。両頬がりんごのように赤くなることから「りんご病」と呼ばれることもあります。
- 原因は、ヒトパルボウイルス B19 による感染症です。患者の咳やくしゃみにより排泄されるウイルスから感染します。
- 10～20 日の潜伏期間後に、頬に紅い発疹が現れます。続いて、手・足に網目状と表現される発疹がみられます。これらの発疹は 1 週間前後で消失しますが、なかには長引いたり、一度消失した発疹が短期間のうちに再び出現したりすることもあります。

3 予防方法

- 患者の咳やくしゃみなどのしぶきに触れることによって感染（飛沫・接触感染）する感染症のため、一般的な予防対策（手洗い、咳エチケット等）を心がけることが大切です。
- 妊婦の方が感染すると、胎児の異常や流産の可能性があるとされています。特に妊婦の方は、感冒様症状の人との接触を避ける等の注意が必要です。

4 学校保健安全法における扱い

- 学校保健安全法には明確に規定されていません。
- 登校登園については、医師の指示に従ってください。